



仮設住宅入居世帯の生活再建については、戸別訪問等により世帯ごとの状況や課題を把握し、平成26年3月に策定した生活再建推進プログラム（平成27年3月～生活再建加速プログラム）に沿って支援してまいりました。本市で被災された方の仮設住宅供与は原則5年であり、平成29年3月末までには供与が終了します。現在はこうした供与終了を迎える世帯を中心に、住まいの再建を確実に果たしていただければ幸いです。個別支援を強化しています。

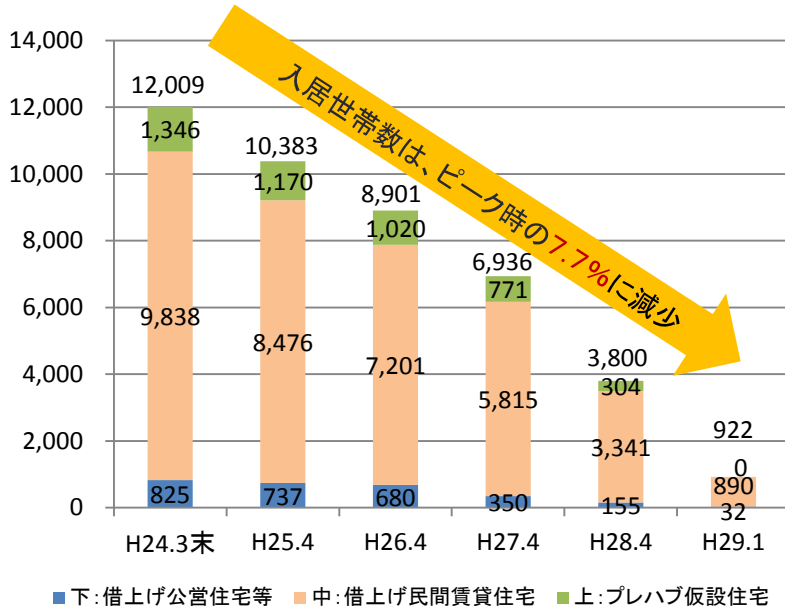
## 入居世帯の推移

仙台市内の応急仮設住宅には、平成24年3月末のピーク時において約1万2千世帯が入居されていましたが、住まいと暮らしの再建が進んできたことにより、現在はピーク時の7.7%にまで減少しています。

また、プレハブ仮設住宅については10月をもって全世帯が退去されたため、11月以降市内の仮設住宅は全て「みなし仮設住宅（借上げ民間賃貸住宅・借上げ公営住宅等）」となっています。

なお、ピーク時に仮設住宅の約82%を占めていた借上げ民間賃貸住宅(※)は、平成29年1月現在では約97%を占めるまでに至っています。

※ 既存の住宅ストックを大量活用した初めての事例

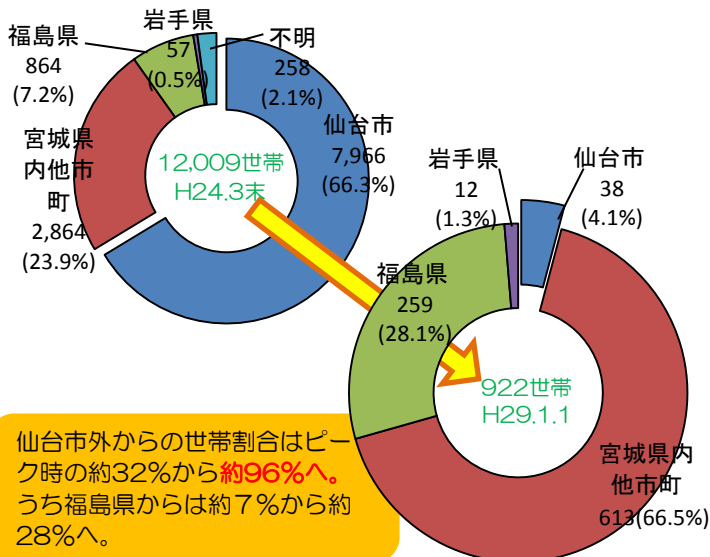


## 震災時の居住地と住まいの再建

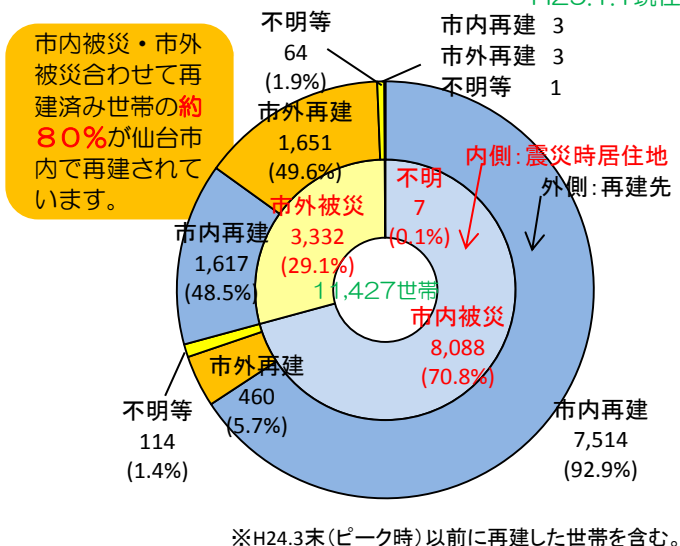
東北に広く被害をもたらした今回の震災では避難も広域的に行われ、平成24年3月のピーク時には市内仮設住宅入居世帯の3分の1は市外で被災された世帯でした。現在、5年で供与が終了する仙台市内で被災した世帯の再建が進み、その結果、市内の仮設住宅入居世帯の約96%が市外で被災された世帯となっています。

また、既に再建された世帯のうち、市内で被災された世帯の約93%、及び市外で被災された方の約49%が仙台市で再建されています。

【震災時の居住地別入居状況】



【震災時の居住地別再建先】

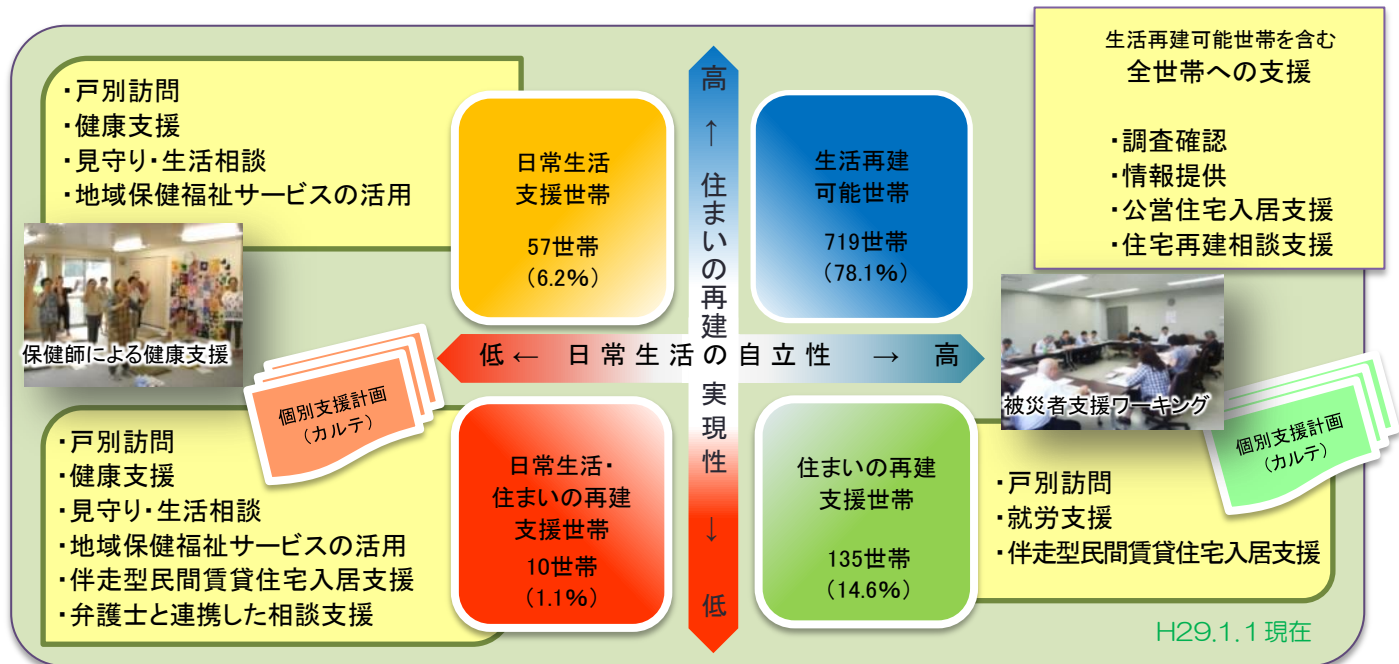


※H24.3末(ピーク時)以前に再建した世帯を含む。

仙台市外からの世帯割合はピーク時の約32%から約96%へ。うち福島県からは約7%から約28%へ。

# 入居世帯への支援

新たな生活の場へ供与期間内に確実に移行できるよう、課題を抱える世帯に対する移行支援策の充実・強化に加え、未だ接触できない世帯への対応や、本市で被災し市外の仮設住宅に入居されている世帯への支援にも取り組んでいます。



接触できない  
市内の仮設住宅  
入居世帯  
1世帯

- ・戸別訪問調査
- ・情報提供や相談支援
- ・居住実態のない世帯への退去勧奨等

市内で被災した  
市外の仮設住宅  
入居世帯  
66世帯

- ・情報提供や相談支援  
(県内) 避難先市町村との連携  
(県外) 交流会等での面談等

## ● プレハブ仮設住宅の解体が進んでいます ●

市内18か所に1,505戸建設されたプレハブ仮設住宅の解体工事を行っています。ピーク時には1,346世帯がお住まいだったプレハブ仮設住宅も、その役割を終え、平成28年10月から順次解体工事に着手し、平成29年3月には完了の予定です。解体後は、震災前と同様に公園やスポーツ施設としてご利用できるよう、原状回復を行います。



解体前の高砂一丁目公園プレハブ仮設住宅団地



建物、舗装がなくなりました。埋設管の撤去に取りかかります。



解体中の岡田西町公園プレハブ仮設住宅団地  
内装と壁が取り外され、棟の奥まで見渡せる状態です。



解体前の荒井土地区画整理事業小学校用地プレハブ仮設住宅団地



集会所と東側の棟が残るだけとなりました。解体後は、小学校の建設が予定されています。

写真撮影日:平成29年1月12日

この記事に関するお問い合わせ先 健康福祉局仮設住宅室 214-5080